

公示第434号
令和7年3月1日

ワールド健康保険組合
理事長 大野 陽一郎



任意継続保険被保険者標準報酬月額の告示

健康保険法第47条第2項に規定する、組合の管掌する健康保険の令和6年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬は、次のとおりであるので公示する。

記

令和7年4月1日

標準報酬月額	標準報酬日額
260,000円	8,670円

以上